

東京都中央区湊一丁目7番4号

M Jビル3階

東京桜橋法律事務所

(楠部孝殿代理人)

弁護士豊田賢治先生

平成23年2月14日

東京都港区赤坂三丁目9番18号

B I C赤坂ビル3階

(柏原武利代理人)

弁護士田中紘三



前略、貴殿(楠部孝殿)は、通告人柏原(柏原武利)からBGT社の株式を買い受けたと主張し、その地位を標榜して臨時株主総会を招集しようとしていますが、貴殿は通告人の再三にわたる催告にもかかわらず買受け代金の決定と支払いに必要となるAIMルール所定のTOBの申込を遅滞したままでありますので、かりに株式売買の国内的効力が生じていても、この売買を全部解除します。

貴殿は、幸いにして現在までにBGT社の定款13条、14条所定の名義書換請求手続きを全く行っていないので、この解除にともなう手続きは不要です。

以上の理由により、BGT社が貴殿を株主と認める余地はないので、貴殿が株主の地位を名乗って議決権を行使することは会社法上

認められるはずはなく、この議決権が行使できるものと記載した株主総会の議事録をもとに商業登記申請を行ったときは、その時点で刑法161条の2の犯罪が行われたものと判断します。

なお、念のため3点を付記しておきます。第1に、通告人が従前公表していた同人所有株式は、貴殿のよからぬ策謀の結果、名義借用人（最高裁の判例用語）の名義に書き換えざるを得なくなっています（議決権行使者は当該名義借用人になります）。

第2に、同じく貴殿の策謀がわざわざいして、BGT社はAIM市場での株式取引が停止されるという甚大な信用損害をこうむっています。この賠償責任は負っていただきます。

第3に、國枝社長をはじめとするBGT社の技術開発スタッフは、かりそめにも英国AIM市場ルールの違反に加担したとの嫌疑を受け、これを強く嫌悪しておりますので、貴殿の行動に協力も賛意も示すことは将来にわたって有り得ず、最近の貴殿の行動にはすべて反対を貫く意思であることを国内国外の関係者にも明確にすることに決しました。

貴殿が本書面の内容と異なる対外的発言をすることは禁止します。草々

この郵便物は平成23年2月14日第50163号
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

